

**登録販売者試験****「実務経験証明不備・不正防止対策本部」****の設置について**

日本チェーンドラッグストア協会 会長 関口信行

このたび、一般用医薬品の一部を販売できる登録販売者になるための受験資格である実務経験の不備・不正による受験が発覚し、大きな問題となっています。

すでに厚生労働省は、今年3月に実務経験証明不備・不正防止の対策とその内容について都道府県に通知しました。さらに、このたびの実務経験証明不備・不正問題についても、重く受け止めた厚生労働省は、先日各都道府県宛て、医薬品販売業者等に対してこれまでの受験申請に対する自主的な点検を求めるとを通知されました。

さらに、日本チェーンドラッグストア協会に対しても、再発防止に向けた厳しい対応策を講じるよう、厚生労働省からの強い行政指導がありました。

この厚生労働省指導に基づいて日本チェーンドラッグストア協会では、協会内に登録販売者試験における「実務経験証明不備・不正防止対策本部」を設置し、次の対応を行うことを決定しましたのでお知らせします。

**1. 「実務経験証明不備・不正防止対策本部」の設置と目的****1) 対策本部の設置**

対策本部長：宗像 守（JACDS事務総長）

対策本部設置日：平成24年12月2日

**2) 対策本部の目的**

実務経験証明不備・不正の再発を防止し、登録販売者制度への信頼を取り戻すことにより、登録販売者をセルフメディケーション推進の一役を担える存在にすることを目的として、強力に実務経験証明不備・不正対策に取り組んでまいります。

**3) 対策本部の方針**

すでに厚生労働省は、本年3月30日に本年度よりの試験申請に実務経験証明不備・不正防止ための通知（証明詳細資料の提出）を発出しています。基本的にはこの内容を確実に行えばこの度のような問題が起こらないと考えます。そこで、当対策本部ではこの内容や方法についてさらに詳細（業界基準：デファクトスタンダード）を示し、医薬品を取り扱う業界・企業に徹底強化してまいります。

本件に関するお問い合わせ先

**日本チェーンドラッグストア協会 事務局**

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-474-1311

FAX. 045-474-2569

## 2. 「実務経験証明不備・不正防止対策本部」の活動について

対策本部の設置により、すでに会員向けに送付するために用意していた対応マニュアルを再吟味し、より明確な証明マニュアルを作成し徹底してまいります。基本的な徹底のためのマニュアルは、次の通りです。

- 1) 12ヶ月連続して、月80時間以上の実務経験を行った詳細な記録と証明
- 2) 実務経験者の勤務体制および一般用医薬品販売関連業務の勤務記録
- 3) 管理者が指導すべき12ヶ月研修内容のマニュアルの徹底
- 4) 実務経験者が学ぶべき内容と自己点検マニュアル
- 5) 開設者、管理者、実務経験者の実務経験の経過記録と証明
- 6) 実務経験者自らが実務経験申請内容の事実を確認する書類を作成し添付する
- 7) 実務経験を行っている者のネームプレート等での識別及び明示
- 8) 来年より不備・不正を行った企業・開設者・管理者・受験者への対応
- 9) その他

これらの内容は、常任理事会の了承を得て12月中旬に公開します。

## 3. 医薬品関連業界への徹底

実務経験証明不備・不正防止対策のための徹底マニュアルは、当協会の会員企業のみならず、医薬品販売を行う全ての業界(団体)企業、医薬品の使用に関わる消費者、被害者(団体)、医薬品販売の監視・指導を行う行政等にもお届けし、徹底を図ってまいります。さらには一般生活者にも、このマニュアルの内容がわかるように、当協会ホームページにもアップし公表します。

以上が、今後当協会に設置した「実務経験証明不備・不正防止対策本部」が行う対応です。業界基準とはいえ、かなり厳しい再発防止内容の「デファクト・スタンダード・ルール」になります。この度の問題解決には、まず医薬品販売業に携わる私たち自らが、厳格に対応することが必要だと考えております。こうした業界の努力を通じて、一日も早く失われかけている信頼を取り戻したいと思っております。

日本チェーンドラッグストア協会は、全力を上げて実務経験証明不備・不正防止の徹底に努めてまいります。関係する皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。